

## パブリックコメントにおける意見・提案の概要と区の考え方

平成27年9月18日から10月9日に実施した、(仮称)世田谷区良好な生活環境の保全に関する条例(素案)のパブリックコメントにおいて、いただいたご意見・提案と区の考え方を報告する。

○意見提出期間 平成27年9月18日(金)～平成27年10月9日(金)

○意見の提出結果

- ・ご意見をいただいた人数49人(内訳:ハガキ45人、ホームページ4人)
- ・意見件数 58件

	分類	件数
条例について(24件)	条例全般	5件
	条例の対象	9件
	居住者等の責務	2件
	立入調査	1件
	措置	6件
	罰則	1件
ごみ屋敷対策の仕組みについて(23件)	居住者への福祉的な支援	7件
	清掃等の費用	4件
	審査会	2件
	関係機関等との連携	5件
	予防	2件
	その他仕組み	3件
その他意見(11件)	その他	11件
総数		58件

○結果公表

平成28年2月15日より、区のお知らせ「せたがや」、ホームページ等で結果掲載

1. 条例について (24 件)

	意見・提案の概要	区の考え方
条例全般(5 件)		
1	全面的に賛成である。	ご理解をいただきありがとうございます。いわゆる「ごみ屋敷」対策には、居住者、区、地域住民、関係機関等が連携して取り組んでいく必要があります。今後も、ご協力をお願いいたします。
2	今のところごみ屋敷は見かけないので、特に意見無し。大いにやってもらいたい。	
3	周辺住民への配慮、居住者の心身ケア及びごみ撤廃後の再発防止、具体的対策など区職員を中心に、包括的な支援が必要。一方で、ごみ屋敷は、衛生面に加え、放火などの危険性も高まるため、ある程度区の権力を行使していかない事には解決に至らないと感じる。居住者の人権に配慮しつつ、ある基準を設け、それ以上の規模にごみ屋敷が達した場合、区が対応するという条例には賛成する。	居住者の心身の状況等を考慮し、居住者に寄り添い、様々な支援策を講じながら改善・解決、再発防止に至るまで、関係機関等とともに連携し、対応する仕組みが必要と考えています。 その一方で、「ごみ屋敷」における管理不全な状態が地域住民の生活環境への悪影響を看過することができない場合には、区の責務として、必要な片付けを行います。
4	良好な環境を保つとともに、より快適な環境を創り出すため、区、区民及び事業者が自らの責任と義務を自覚し、互いの合意と協働のもとにそれぞれの立場から具体的にに取り組んでいく必要がある。	ご指摘のとおり居住者、区民、区がそれぞれの責務を自覚し、協働のもとに対策を行っていく必要があると考えております。また、居住者や区だけでなく、地域住民の協力や関係機関等との連携を図りながら、ごみ屋敷の解決に向けた対策に取り組んでまいります。
5	条例の整備を積極的に行って下さい。 環境は、世田谷区のみならず区民・とりわけ本人（所有者）が周辺住民・通行する人の意見を充分聞いて維持・向上させるべき。	ご指摘のとおり、居住者等が住居等において適正な管理に努めることが重要です。そのため、条例第3条（居住者等の責務）に、「居住者等は、住居等が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において当該住居等が管理不全な状態にならないようにするための適正な管理に努めなければならない。」と、居住者等の責務について規定しております。
条例の対象(9 件)		
6	従来の法律等では、敷地外や道にはみ出しているものしか対応出来にくかったと思うが、それが敷地内や家屋の中だったとしても、周りにはゴキブリや蚊、シロアリ等の害虫や悪臭に悩まされ、その対策の為の費用負担を強いられ、その精神的苦痛は多大である。	敷地内や建物内のごみであっても、住居等の居住者及び地域住民の生活環境が著しく損なわれている状態がある場合は、条例の対象としていく予定です。
7	隣地が空き地で、無管理状態のため住宅環境が悪い。調査し、条例で管理させるよう善処願いたい。 【同趣旨の意見他 1 件】	空き地の適正管理については、『世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例』において、空き地の所有者等の責務等について定められています。当該条例に基づき、空き地が危険な状態等にある場合には、所有者及び管理者に対し、適切に空き地を管理するよう促して参ります。

	意見・提案の概要	区の考え方
8	敷地内の植栽（庭木・雑草等）の放置により、害虫などが発生したり、近隣の安全を脅かしたりしている状態も「建物等の不良な状態」に含めて欲しい。 【同趣旨の意見他 3 件】	本条例では、樹木や雑草の繁茂のみについては、対象としておりません。樹木や雑草がひどくならないように、居住者等が日頃より近隣に配慮し、定期的な管理に努めることが基本となります。なお、樹木や雑草の繁茂により、道路の通行等に妨げがある場合などは、居住者等に対し、適正に管理するよう促してまいります。
9	建物に居住者がいるものの、修繕等が全くされておらず、瓦やタイルが落下してきたり、トタン板が飛ばされそうになったりしている状態も「建物等の不良な状態」に含めて欲しい。	適正に管理されず、瓦やタイルが落下するなどの著しく保安上危険な建物については、建築基準法等関係法令にもとづいて所有者へ適正に管理をしていただくよう対応を依頼してまいります。
10	条例第 2 条第 1 号の建物等の定義について「居住の用に供するものに限る。」と限定するのはどういう理由か。同じ敷地内にある物置や倉庫等は、対象になるのか。	本条例では、居住者を説得・支援しながら解決を図ることを基本としているため、条例（案）では、「現に居住の用に供されているものに限る。」としています。また、同じ敷地内にある物置等については、住居との関連及びごみの状況を踏まえ判断してまいります。
居住者等の責務(2 件)		
11	居住者等の責務の条文を、「適正な管理に努めます」ではなく、もう少し責任をもたせる為に「適正な管理に努めなければならない」とすべき。 【同趣旨の意見他 1 件】	ご意見のように、条例第 3 条では、「適正な管理に努めなければならない」としております。
立入調査(1 件)		
12	建築基準法第 12 条第 6 項は、「住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。」としている。また、立ち入りできる者も限定している。目的は異なるが、本人の承諾又は同意が必要ではないか。どうしても承諾又は同意が得られない場合（本人に当事者能力がない場合を含む）の措置を規定してはどうか。	いわゆる「ごみ屋敷」への対応にあたっては、「立入調査」を行う必要がでて参ります。そのため、条例第 6 条では、「区長は、この条例の施行に必要な限度において、管理不全な状態にあり、又はそのおそれがあると思われる住居等について、その指定する職員又はその委任をした者に立入調査をさせ、又は居住者等その他の関係人に質問させることができる。」とお示ししておりますが、本人同意が原則となりますので、居住者等へ説得を行いながら、同意を得て調査を行ってまいります。
措置(6 件)		
13	ごみ屋敷には、個人の家や土地の権利がある為に解決しない。しかし、放置は地域全体に問題を発生させる為、状況によっては行政がある程度介入すべきである。法律や権利を尊重してもそれより害が大きければ、強行策も当然である。ごみ屋敷の 1 人の権利より、多くの区民の生活環境の保全を優先すべきである。 【同趣旨の意見他 1 件】	居住者等が自ら管理不全な状態を解消できるよう、説得や支援を行っていきませんが、それでも解決せず、管理不全な状態が地域住民の生活環境への悪影響を看過することができない場合には、区の責務として、必要なごみの片付けを行います。

	意見・提案の概要	区の考え方
14	道路にはみ出しているごみは、強制撤去して良い条例を作る。	公道にはみ出しているごみについては、各土木管理事務所等と連携し、道路法等に基づき適切に対応してまいります。 私道については、私道にごみを堆積させている居住者はもちろん、私道の所有者等にも適正な管理をするよう指導してまいります。
15	私有地以外のゴミは、強制的にでもすみやかに排除すべき。	強制的にごみを撤去することにより、居住者に精神的な影響を及ぼす可能性があることや、すぐに再発してしまう可能性もあるため、根本的な解決には至らないと考えております。居住者等自らが管理不全な状態を解消できるよう、説得や支援を行いながら解決を図っていきたいと考えております。
16	個人の敷地であっても屋外、特に公道の道路に接している土地（敷地）にごみを何ヶ月から何年にもわたって放置する事は、いかなる理由があっても直ちに強制執行して撤去すべき。	なお、公道にはみ出しているごみについては、各土木管理事務所等と連携し、道路法等に基づき適切に対応してまいります。
17	「ごみ屋敷」の居住者には勧告して素早い措置をする必要がある。ただ、ひとり住まいの高齢者や病気の方に対しては寛大な支援が必要。	
罰則(1件)		
18	ごみ屋敷の居住者には罰則を設けるべき。	生活意欲の低下や心身の状況などにより、ごみが片付けられず、居住者が敷地内・外に大量にごみを溜め込んでしまい、その結果いわゆる「ごみ屋敷」になってしまうという状況があります。こうした方々に罰則を適用しても根本的な解決にはならないことから、居住者等への罰則は考えておりません。

## 2. ごみ屋敷対策の仕組みについて(23件)

	意見・提案の概要	区の考え方
居住者への福祉的な支援(7件)		
19	たくさんの方が住んでいるので、周りの人を気にするのは当たり前だし、多少の事はお互い様。 何らかの事情でごみ屋敷になった人が、福祉的な支援が受けられるのは、変に社会的に孤立してしまう状況を変えてあげる事ができて、良いと思う。	ごみ屋敷対策に対しご理解いただき、ありがとうございます。ごみ屋敷の居住者が社会的に孤立してしまわないよう、保健福祉関係所管及び関係機関と連携して対応していきます。
20	隣に住む人どうしの関係性が薄くなっていることもあり、安全に不安を持たざるを得ない。 居住者の心身に配慮したコミュニティワークが実現される為に、福祉の手を差しのべることが、第一である。	

	意見・提案の概要	区の考え方
21	「ごみ屋敷」問題は、基本的には福祉の領域で解決すべきものである。区としては、近隣住民からの苦情などで動くことになると思うが、あくまでも居住者本人のサポート役を務めていただきたい。	ごみ屋敷解決のため、保健福祉関係所管及び関係機関と連携し、居住者等の説得や居住者本人の支援を中心に対応して参ります。
22	居住者に対しての福祉的支援は、再発防止のために必要で、場合によっては精神医療的支援も行った方が良い。	保健福祉関係所管との連携はもちろん、医療対応が必要な事例もあることから、医師等と連携し、居住者への支援や対応について区にアドバイスいただくこと等も検討しております。
23	第三者に迷惑をかけて何とも思わないのは、治療を含めた対応を考える必要がある。 【同趣旨の意見他 1 件】	
24	ごみ屋敷の再発を防ぐには、個人の意識改革が 1 番と考えるが、個人の性格の部分が大きく難しい。再発させないテクニックを専門家と考えるのが大切。	
清掃等の費用（4 件）		
25	強制執行してごみを撤去した費用はその土地の所有者に請求すべきである。 その費用を払えない場合は、固定資産税を 10 倍にするとかの措置をとればよい。	原則、条例第 10 条に基づき、区がごみを片付けた場合の費用は居住者等へご負担いただきます。一方、地域住民の生活環境への悪影響が看過できない場合は、区の責務として必要な措置を行うため、本人の費用負担は予定しておりません。固定資産税増加等の措置は、都税のため条例ではできませんのでご理解お願いいたします。
26	指導、勧告の時点で居住者が協力や解決に応じるのであれば、区が費用を全額負担し、措置に移行した際には、居住者からその物件を購入し、別の場所へ移住する方策を検討しても良いのではないかと。 指導、勧告に応じない居住者がその後反省するとは思えず、居住者の負担を伴わないやり方でその場から異なる場所へ移り住んでもらう仕組みが必要と考える。	原則、条例第 10 条に基づき、区がごみを片付けた場合の費用は居住者等へご負担いただきます。区では、居住者等が現在の場所に住み続けながら解決することができるよう、居住者等の人権にも配慮し、地域住民や関係機関等へのご協力をいただきながら対策に取り組んでまいります。

	意見・提案の概要	区の考え方
27	財政的に問題のある家庭には、リバースモーゲージなどの段階を踏んでほしい。	条例第10条の必要な措置で、居住者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済できる見込みがない場合の、費用負担の免除について規定しております。居住者等への説得の中で、経済的に問題があるとわかった場合には、居住者等の意向に沿って、さまざまな活用できる福祉施策等の情報提供を行っていきたいと考えております。
28	ごみ屋敷=宝の山と当事者は思っており、何らかのお願いレベルでは、全く聞く耳を持たないと思う。 一時的な手段として区が清掃するとしても、本人死亡後には、土地の売却分から区にお金が戻るような仕組みがあると良い。	
審査会(2件)		
29	身体的に不具合があって、ごみを溜め込んでしまい、本人が撤去してほしいと望んでいる場合、本人にとってはごみとしての認識がなく、捨てがたくて溜め込んでいる場合、更に加えて、何かに使えるのではないかと考えて、他所から拾ってきて、指定された曜日の時間にごみを出せず、ついつい溜め込んでしまう場合などが考えられる。審査会には、弁護士、精神的な問題を抱えている人もいるので医師などの専門家も加わって勧告等も行われると思うが、状況に応じて適切に行われることを望む。	条例では、管理不全な状態の判断や必要な措置等について公正、公平性を担保するため、世田谷区生活環境保全審査会の設置を規定する予定でございます。運用は、条例整備後になりますが、審査会の委員には、弁護士、医師等を想定しております。居住者等の状況に応じ、審査会へ諮問しご意見を伺いながら、適切に勧告、措置等行なってまいります。
30	公共面において被害有りの場合、持主の権限があっても学識経験者は机上論でりっぱな話をされる方ではない方を望む。	ごみ屋敷の状況や居住者の心身の状況等について、知見や対応の経験のある方など、審査会委員については、十分に検討してまいります。
関係機関等との連携(5件)		
31	ごみ屋敷問題について、居住者に多角的なアプローチをしていく事が重要。居住者の心身に問題があるケースが多いことから、専門家をはじめ、NPOやボランティアと協力し、区職員のみでなく様々な主体を巻き込んだ対策が必要。	ごみ屋敷の解決にあたっては、区だけではなく、保健医療福祉関係機関、社会福祉協議会等との連携が必要です。 ご指摘のとおり、ごみ屋敷が一度片付いた後も、再発防止のために、地域の中で孤立することのないよう関係機関等と連携し、見守りを行っていくなどの仕組みづくりを目指してまいります。
32	ごみ屋敷の住人は心に傷や問題を抱えている方がほとんどのように感じられる。 相談・支援が初期のステップだけ、あるいは縦割りで情報が途切れてしまえば、解決にはならない。NPOなどと連携することで関わっていく。 ごみ屋敷が一旦解決した後も定期的に見守り続けるようなシステムが作れるといいと思う。	

	意見・提案の概要	区の考え方
33	ごみ屋敷の発生要因などに配慮したコミュニティづくりを全体のなかのひとつとして位置づけ、関連部署が連携よく対応することを望む。	居住者の心身等の状況に配慮し、地域の中で孤立しないよう、条例所管課だけではなく、関係所管等と連携して対応して参ります。
34	空き家とごみ屋敷両方が混在するケースもしばしばある。二つの課（建築審査課・環境保全課）が常に情報を共有し、連携してことにあたることを望む。	本条例は、居住者がいる建物等を対象としておりますが、ごみ屋敷の居住者がいなくなり、その後空家として問題が継続することなどが考えられますので、状況に応じ連携して、適切に対応してまいります。
35	ごみ屋敷を片付けるよう居住者の身内等に説得してもらおう等の方法も取れないか。この問題は、一日も早く解決するよう取り組んでいただきたい。	状況に応じ、居住者の親族にも解決や協力をお願いして参ります。
予防(2件)		
36	いわゆる「ごみ屋敷」になる理由は、様々であり今後、高齢化、認知症等の増加に伴い、ますます増加すると思われる。 40代、50代くらいから、啓発するような講座やパンフレットの配布など「ごみ屋敷」になるもっと手前の段階で予防的な対策を取っていく必要がある。	保健福祉関係所管とも連携しながら、パンフレットの配布等「ごみ屋敷」になることを予防する対策にも取り組んで参ります。
37	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の5条、6条などを区のおしらせ「せたがや」などで、もっと知らせて各人が気をつけて「ごみ屋敷」になる前に処理できるように周知徹底させることも必要。	本条例の施行にあたって、区のおしらせ「せたがや」やパンフレット等で、条例の内容等について周知していくことを考えております。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の内容についても、関係所管と連携し、周知に努めてまいります。
その他仕組み(3件)		
38	本件は、一戸建ての住居以外にもマンション（集合住宅）でも起こりうる問題で、マンション法上、占有部に属する居住区域に法律を適用することは難しい。まずは、生活環境改善には地域におけるコミュニティ形成が不可欠である。	マンション等の共同住宅にあつては、居住者や管理組合等が適正な管理を行うことが原則ですが、管理不全な状態が地域住民への生活環境に悪影響を及ぼす場合には条例の対象と考えています。 居住者が地域で孤立することがないように区だけではなく、社会福祉協議会や民生委員など地域とも連携してまいります。
39	ごみ屋敷の居住者は、1人住まいの高齢者が多いと思う。そういう人に順番に問いかけて心を開きながら一緒に片付けていく方法が必要。私の自治会で清掃事務所から3Rを推進したチラシが来た。その時、チラシを一番上にして、コメントを書いて回覧した。このようなチラシを何度もまわして行くと自覚ができると思う。	ご提案ありがとうございます。条例整備後は、チラシなども作成していきますので、チラシを町会・自治会で回付してもらおうなど地域の皆様のご協力が不可欠と考えております。
40	「ごみ屋敷」以前のこと。 体力等のあるうちにごみの処分を行っていきたいが、高齢者ほど物の価値を知っているのに、処分出来ない。ネットオークションやフリーマーケット等は知力、体力的に難しい。 しかし、何らかの仕組みがあればと思う。	リサイクル千歳台とエコプラザ用賀に設置している不用品情報交換ボードや、各地域で行われる古着古布回収、民間リユースショップの活用などの各取組みについて、区民のみなさんに利用してもらえよう引き続き情報提供を行ってまいります。

3. その他ご意見について (11 件)

	意見・提案の概要	区の考え方
その他(11 件)		
41	アパートに住んでいるが、ごみ屋敷にならないよう内外をきれいに暮らしていく様に思っている。自分の事だけで精一杯だが、ごみ出しの日もキレイにしている。	ご協力ありがとうございます。今後も、適正な管理をお願いいたします。
42	ごみ出しに苦勞している。今、現在はまだ運べるが、来年は分からない。介護保険も要支援が無く、今後はごみ屋敷になるだろう。回収システムを考えてほしい。	区では、「集積所までごみ等を自分で運び出すことができず、他の方の協力を得ることが難しい要介護2または同程度の65歳以上の高齢者・障害者のみの世帯」を対象に、玄関先等からごみ等を収集する訪問収集事業を行っております。今後とも引き続き事業の充実・周知に取り組んでまいります。
43	区民からの相談、通報により、逆恨みにならないよう配慮してほしい。行政側がごみ屋敷を知って措置までいかず解決することが必要である。	区民からの相談、通報の内容や個人情報などについては、適切に管理し十分に配慮いたします。また、居住者自らが管理不全な状態を解消できるよう説得していきたいと考えております。
44	空き家問題とリンクしている問題。隣家が空き家のようなものであるが、管理をしていない。お金がないのではなく、生活してないからである。責任を持たせないと駄目。	空家等の適正な管理に関して、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び現在、制定に向けて検討中である「世田谷区空家等の対策の推進に関する条例」等の運用により、適切に対応してまいります。
45	特定空家とごみ屋敷は表裏一体で相互に深く関連する問題。特定空家は法律があり代執行も可能だが、ごみ屋敷はそれが無いことが運用の妨げになる可能性もあり得る。実際の運用面での問題を精査する必要もあるが、国(国交省)に法律制定を働きかけることも必要である。	法整備がないことから、区として独自に条例整備を行うことと致しました。条例による対応を図る中で、法整備が必要と判断される場合には、対応してまいります。
ごみ屋敷以外のその他ご意見 (6 件)		